

障害のある人もない人も、誰もが利用しやすく心あたたまる



みんなのお店ひろしま 宣言店を 募集します



広島市内の全ての飲食店・小売店・サービス事業所が対象です。

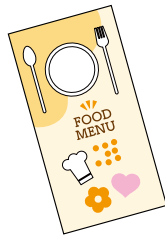
(対価を得ない無報酬の事業を行うもの、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む)

広島市では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人が安心してサービスを利用できるようにするために大切な3つの心構えを掲げ、そのための取組を行っていることを宣言するお店を「みんなのお店ひろしま」宣言店として公表し、その取組内容等を、広島市のホームページで紹介します!

取組例



店舗に筆談ボードやコミュニケーションボードを設置



イラスト入りのメニューや点字のメニューを用意



手すり、スロープ等の設置・整備



「みんなのお店ひろしま」が大切にする 3つの心構え

●入店・サービス拒否をしません

障害を理由として、正当な理由なく入店拒否やサービス提供の拒否、制限、条件を付けるなどの対応をしません。

●合理的配慮の提供に努めます

障害のある人から何らかの配慮を求める要望などがあった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応します。

●心のバリアフリーを大切にします

障害のある人に対する無関心や誤解等をなくし、一人のお客様として受け入れ、こころよくおもてなしをします。



宣言店になったら

- ・シンボルマークの入った宣言書やステッカーを交付します
- ・市ホームページでお店の情報や取組内容を紹介します

宣言してみようと思ったら

広島市ホームページ

「みんなのお店ひろしま」宣言

検索



■宣言店となるための取組項目

取組項目	取組の内容
情報保障・意思疎通	手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組 【例:メニューや説明書への点字表示や音声コードの印字】
施設整備	スロープ(段差解消)、手すりの設置等、施設の整備に関する取組 【例:店舗入り口の段差解消やトイレ内への手すりの設置】
環境整備	(ア) 筆談ボード、折りたたみ式スロープ、車いす対応車両等、物品の配置に関する取組 【例:筆談ボードの配置(周知を伴うもの)】
	(イ) 机やいす等の配置等の工夫に関する取組 【例:車いすの方の利用ができる動線と席の確保(周知を伴うもの)】
	(ウ) 対応マニュアルの策定や研修の実施等に関する取組 【例:手話応対を想定した手話勉強会の定期的な実施】

応募

表面の3つの心構えを掲げ、上記の取組項目のいずれかを実践しているお店は、広島市に応募できます(随時受付)

①申立書の入手・作成

市ホームページや市役所障害福祉課から、申立書を入手し、必要事項を記入してください



②申立書等の提出

取組内容が分かる写真等を添えて、郵便、FAX等で提出してください(持参可)



③確認

申立ての内容について、必要に応じて現地訪問するなどして確認を行いますので、ご協力ください



④宣言書・ステッカーの交付

宣言店となったお店に宣言書及びステッカーを交付します



店頭で宣言書等を掲示

広島市から交付されたシンボルマーク入りの宣言書、ステッカーをお店の入口などに掲示してください

1 宣言店の公表について

本市ホームページで、宣言店として公表し、お店の所在地、取組内容等を紹介します。

2 シンボルマークの使用について

「みんなのお店ひろしま」のシンボルマークを印刷物(名刺や封筒等)・ホームページ等に使用することができます。詳細については、本市ホームページをご覧ください、必要な手続きをお願いします。

3 公表の取りやめについて

宣言の内容に反するような状況を確認した場合や辞退の申出があった場合等については、本市ホームページでの公表を取りやめます。その際、直ちに宣言書及びステッカーの使用を中止するとともに、ご返却ください。



提出先・お問合せ

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

広島市健康福祉局 障害福祉部障害福祉課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話:082-504-2147 FAX:082-504-2256 メールアドレス:shougai@city.hiroshima.lg.jp